

# 令和3年度 文教委員会資料①

## 【議案第3号】

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（市民文化局・各区に関する部分）

資料1 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料2 川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会の設置について（案）

資料3 新旧対照表

市 民 文 化 局

（令和4年2月9日）

## 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

## 1 改正理由

民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2年3月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

## 2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会
- (2) 所 掌 事 務 市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 組 織 学識経験者10人以内の委員で構成
- (4) 委員の任期 2年

## 3 廃止する附属機関

川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会

## 4 施行期日

令和4年4月1日から

※ 各区役所に設置及び廃止する附属機関については、下線部の「市民文化局」を各区役所に読み替える。

## 川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会の設置について（案）

## 1 改正理由

宮前区の課題の解決に資する事業を実施するため、当該事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議を行う宮前区市民提案型協働事業審査委員会を新たに設置するもの

## 2 設置する附属機関

- (1) 名 称 川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会
- (2) 所 掌 事 務 宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。
- (3) 委員の定数 5人以内
- (4) 委員の構成 学識経験者、市職員
- (5) 委員の任期 2年

## 3 施行期日

令和4年4月1日から

## 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会	市民文化局が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	市民文化局が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
(中略)					(中略)				
川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会	川崎区が所管する <u>事務</u> における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	川崎区が所管する <u>公の施設</u> における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	川崎区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年

改正後					改正前				
川崎市幸区 民間活用事 業者選定評 価委員会	幸区が所管する <u>事務にお ける民間事業者の活力を活 用した手法</u> の導入の適否並び に <u>民間活用に係る民間事業 者</u> の選定及び評価に関して 調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市幸区 指定管理 者選定評価 委員会	幸区が所管する <u>公の施設に おける指定管理者制度</u> の導 入の適否並びに <u>指定管理 者</u> の選定及び評価に関して調 査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市幸区 市民提案型 協働事業審 査委員会	幸区の課題の解決に資する 事業を提案する団体と当該 区が協働して実施する事業 の選定及び評価に関して調 査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市幸区 市民提案型 協働事業審 査委員会	幸区の課題の解決に資する 事業を提案する団体と当該 区が協働して実施する事業 の選定及び評価に関して調 査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
川崎市中 原区民間活 用事業者選 定評価委員 会	中原区が所管する <u>事務にお ける民間事業者の活力を活 用した手法</u> の導入の適否並 びに <u>民間活用に係る民間事 業者</u> の選定及び評価に関し て調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市中 原区指定管 理者選定評 価委員会	中原区が所管する <u>公の施設 における指定管理者制度</u> の 導入の適否並びに <u>指定管理 者</u> の選定及び評価に関して 調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市中 原区市民提 案型協働事 業審査委員 会	中原区の課題の解決に資す る事業を提案する団体と当 該区が協働して実施する事 業の選定及び評価に関して 調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 市職員	2年	川崎市中 原区市民提 案型協働事 業審査委員 会	中原区の課題の解決に資す る事業を提案する団体と当 該区が協働して実施する事 業の選定及び評価に関して 調査審議すること。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の 役職員 (3) 市職員	2年
川崎市高 津区民間活 用事業者選 定評価委員 会	高津区が所管する <u>事務にお ける民間事業者の活力を活 用した手法</u> の導入の適否並 びに <u>民間活用に係る民間事 業者</u> の選定及び評価に関し て調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2年	川崎市高 津区指定管 理者選定評 価委員会	高津区が所管する <u>公の施設 における指定管理者制度</u> の 導入の適否並びに <u>指定管理 者</u> の選定及び評価に関して 調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	高津区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	高津区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	2年
川崎市宮前区民間活用事業者選定評価委員会	宮前区が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	宮前区が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会	宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	(新設)				
川崎市多摩区民間活用事業者選定評価委員会	多摩区が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	多摩区が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	多摩区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	多摩区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年

改正後					改正前				
川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	麻生区が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会	麻生区が所管する <u>公の施設における指定管理者制度</u> の導入の適否並びに <u>指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	麻生区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市職員	2年
(略)					(略)				